



平成 22 年 3 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社アウトソーシング
代表者名 代表取締役社長 丸岡 陽太
(JASDAQ・コード 2427)
問合せ先 常務取締役経営管理本部長 鈴木 一彦
電 話 0 5 4 - 2 8 1 - 4 8 8 8

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 3 月 26 日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。

なお、改定箇所は下線で示しております。

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 法令及び定款の遵守に関する基本行動規範として「企業倫理行動規範」を定め、取締役、監査役及び使用人に周知徹底する。
 - (2) 取締役が他の取締役の法令及び定款に違反する行為を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告するなどガバナンス体制を強化し、当該行為を未然に防止する。
 - (3) 法令・社会規範等の違反行為等の早期発見・是正を目的として、公正な第三者機関に委託した「内部通報制度」を設け効果的な運用を図る。
 - (4) 内部監査部門として業務執行部門とは独立した内部監査室を設け、常時かつ専門的な業務監視体制をとり、その結果を社長及び監査役に報告する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し、保存する。取締役、監査役及び会計監査人等からの閲覧要請があった場合には、各部門長が中心となり、情報の収集、提出を行う体制とする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 経営管理本部を全社的なリスクの統括管理部門として位置づけ、総務課がリスク管理・運営並びに規程の整備を行い実効性のある管理を推進するとともに、法務課による法的対応の実施や、最新法令の社内への伝達を行う等、内部統制と一体化したリスク管理を推進する。
 - (2) 不測の事態が発生したときは、社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速な対応をとるとともに、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 定例取締役会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催するものとし、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況を監督する。
- (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程等の社内規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細を定め、適正かつ効率的に業務が執行される体制を確保する。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 「子会社管理規程」に基づき、当社子会社を管掌する部門を置き、子会社代表の業務執行状況を監視・監督する。
- (2) 子会社の経営活動上の重要な意思決定事項は、当社取締役会に報告し、承認を得ることとする。
- (3) 原則として毎月1回当社取締役及び子会社代表が出席する会議を開催し、各子会社から経営状況について報告を受けるとともに、グループ間の情報共有・意思疎通及び経営方針の統一化を図る。
- (4) 当社の内部監査室は、定期的の子会社の業務監査及び会計監査等を実施し、その結果を社長及び監査役に報告する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役の必要に応じてその職務を補助する使用人を置くこととし、当該使用人は監査役の指揮命令に従うとともに、その人選・人事異動・人事評価・懲戒処分等については取締役と監査役が意見交換し決定する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は、意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて、取締役及び使用人にその説明を求めるものとする。
- (2) 取締役及び使用人は、会社の業務または業績に影響を与える重要な事実を発見したときは、遅滞なく監査役に報告しなければならない。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役と社長及び他の取締役は、相互の意思疎通を図るため、適宜に意見交換会を開催する。
- (2) 監査役は、会計監査人から会計監査の内容につき説明を受け、情報の交換を行うなど連携を密にし、監査役監査の実効性確保を図るものとする。
- (3) 監査役と内部監査室は、適宜に内部監査結果及び指摘・提言事項等につき協議及び意見交換を行い、連携して監査にあたるものとする。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社子会社は財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備について

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、断固たる行動をとるものとし、一切の関係を遮断することを「企業倫理行動規範」に定め、基本方針とする。また、経営管理本部統括のもと適宜に警察・顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ速やかに対応する。

以 上